

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年7月3日
【会社名】	太陽誘電株式会社
【英訳名】	TAIYO YUDEN CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 佐瀬 克也
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目7番19号
【電話番号】	03-6757-8310(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 経営企画本部本部長 福田 智光
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋二丁目7番19号
【電話番号】	03-6757-8310(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 経営企画本部本部長 福田 智光
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2024年6月27日に開催された当社第83期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2024年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類 金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき45円 総額5,608,219,005円

剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 監査等委員会設置会社への移行に伴う監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役会及び監査役に関する規定の削除、並びに監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則の新設

(2) 単元未満株式を所有する株主の皆様への利便性を考慮し、会社法第194条に規定する単元未満株式の買増制度を導入し、併せて単元未満株式について行使できる権利を明確にするため、第9条（単元未満株式についての権利）及び第10条（単元未満株式の買増し）を新設

(3) その他、旧商法に基づく条文の削除、条数の変更、条文の加除、文言の整理、字句の修正等、所要の変更

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、佐瀬克也、登坂正一、福田智光、渡邊敏幸、平岩正史、小池精一及び浜田恵美子を選任

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、本多敏光、藤田知美及び角田朋子を選任

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、新井博を選任

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬等の額を、年額5億円以内（うち社外取締役分4,000万円以内）に設定

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を、月額800万円以内に設定

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

取締役（社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプション報酬額の定めを廃止し、第6号議案の報酬枠とは別枠として、役員別譲渡制限付株式及び業績連動事後交付型譲渡制限付株式に関する報酬等を支給し、金銭報酬債権の総額を「役員別譲渡制限付株式報酬」として年額5,000万円以内、「業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬」として年額1億5,000万円以内に設定

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、決議事項が可決されるための要件並びに決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成率(%)	可決要件	決議結果
第1号議案	1,006,259	5,442	2	99.46	(注)1	可決
第2号議案	1,010,806	893	2	99.91	(注)2	可決
第3号議案						
佐瀬 克也	988,421	23,266	12	97.69	(注)3	可決
登坂 正一	988,869	22,817	12	97.74		可決
福田 智光	1,005,842	5,845	12	99.42		可決
渡邊 敏幸	1,005,899	5,788	12	99.42		可決
平岩 正史	1,008,518	3,169	12	99.68		可決
小池 精一	1,008,470	3,217	12	99.68		可決
浜田 恵美子	973,724	37,963	12	96.24		可決
第4号議案						
本多 敏光	989,281	22,402	12	97.78	(注)3	可決
藤田 知美	1,008,253	3,434	12	99.65		可決
角田 朋子	1,010,156	1,532	12	99.84		可決
第5号議案						
新井 博	1,010,183	1,516	2	99.85	(注)3	可決
第6号議案	1,008,648	2,521	530	99.69	(注)1	可決
第7号議案	1,008,673	2,497	530	99.70	(注)1	可決
第8号議案	999,890	11,187	624	98.83	(注)1	可決

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより各決議事項の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。

以上